

内閣府政策統括官  
経済安全保障ご担当様

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
特許専門委員会

## 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（案）」に関する意見

### 1. はじめに

このたびは、標記件につき、意見する機会を頂き、感謝申し上げます。

電子情報産業技術協会（JEITA）は、特許出願の非公開制度に関わる会員企業が多いことから意見を募り、以下のとおり、申し述べさせていただきます。

### 2. 各論

#### 2-1. 第3条（保全審査における意見の聴取） 関連：

第3条「法第六十七条第一項の規定により保全審査をするに当たっては、明細書等に記載されている発明を公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度及び保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情について、特許出願人の意見を聴くものとする。」

#### ① 意見1：

（意見内容）

保全審査をするに当たっては、「特許出願人の意見を聴くものとする」と規定されています。しかし、その方法に関する説明がありません。他方、但書には、「特許出願人に対して資料の提出又は説明を求めることなく保全審査をする必要がないと判断できる場合には、この限りでない。」と規定されています。意見聴取の方法について、明確にして頂きますようお願い致します。

（理由）

意見聴取がどのように行われるかによって事前準備等の対応が変わってくるためです。

#### ② 意見2：

（意見内容）

上記の意見聴取の方法として法第67条第2項の「資料の提出」が該当する場合、具体的にどのような情報を提供すれば良いのか例示いただきますようお願い致します。

（理由）

当該資料の提出にあたり、社外弁理士に業務委託をするケースも考えられますが、他方で、特許出願に関連する事項であっても機密性の高い情報に関しては社外弁理士な開示していない場合もあり、資料の内容如何では手続きが煩雑となる可能性があるためです。

#### ③ 意見3：

（意見内容）

上記の意見聴取の方法として法第 67 条第 2 項の「説明」が該当する場合、その説明の方法として面談によることが可能か否か伺いたくお願い致します。

(理由)

機密性の高い情報に関しては、資料の提出よりも面談による説明を希望したい場合があるためです。

#### ④ 意見 4 :

(意見内容)

「特許出願人の意見を聴く」際には、特許出願人に対して、保全対象発明となり得る発明の内容、及び、保全指定をしようとする可能性の程度も事前に連絡して、意見を聞く運用として頂きたいお願い致します。

また、法第 67 条第 9 項に規定する「通知」に関して、特許出願人に対して何らの意見を聞くこともなく、当該通知をすることがないような運用をお願い致します。

(理由)

法第 67 条第 9 項の規定により、特許出願人に対し、「保全対象発明となり得る発明の内容を通知するとともに、特許出願を維持する場合には」、同法第 67 条第 10 項の規定により特許出願人は当該通知を受けた日から 14 日以内に、本内閣府令第 6 条に規定する様式第一を提出する必要があります。保全対象発明となり得る発明であって特許出願を維持する場合の特許出願人の準備期間が 14 日以内と短いためです。

## 2-2. 6 条（特許出願を維持する場合の手続き） 関連 :

第 6 条「法第六十七条第十項の規定による書類の提出は、様式第一によりしなければならない。」

#### ① 意見 1

(意見内容)

a) 本第 6 条に規定の様式第一には、「1. 特許出願人に関する事項」として「保全対象発明となり得る発明に係る情報（以下この様式において「発明に係る情報」という。）」とありますが、具体的な内容が不明です。

b) 様式第一の(記載上の注意)にて「それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。」とありますが、具体的な書類例を提示して頂きますようお願い致します。

(理由)

意見内容 a) について：保全対象発明となり得る発明に係る出願明細書、図面、さらには出願までに準備された書面なども含むものと解釈しますが、また保全対象発明に関連する製品の設計図面等も含むのか、「発明に係る情報」の適用範囲が不明確なため適切な情報管理が難しくなるためです。

意見内容 b) について：様式第一の項目は様々な項目が列挙されており、必ずしも書類として準備し難い情報も想定されるためです（例えば、「一のニ」の営業秘密として取り扱っているか、「二のイ」の必要最小限にとどめているか、など）。

#### ② 意見 2

(意見内容)

様式第一で求められる、19 項目の情報管理措置の内容、および各措置を講じていることを証する添付書類について、求められている措置の内容および添付書類の内容が不明確であり、出願人としてどのような対応を取れば足りるのか判然としません。例えば、発明情報を取り扱う者が情報を漏えいさせるおそれがある者か否かについての確認とは、如何にして行い、どのような書類を以て証明すれば足りるのか（項目二のロ）、情報漏洩が発生した場合の事務処理体制は、何を以て「整備されている」ことになるのか（項目一のへ）、判然としません。

また、措置を講じている全項目を書類により証明する義務（様式第 1 第 4 頁冒頭）は、大きな負担となるばかりでなく、保全対象発明の通知から 14 日以内という短期間にこれらの書類を提出することは、実務上、現実的ではありません。

通常は二者択一となる、営業秘密として管理するコストと、特許出願に関わるコスト（特許庁納付料金、弁理士費用、発明報奨等）とを二重に負担し、さらに自らの発明の実施に内閣総理大臣の許可が必要となること、仮に実施が許可されなかった場合であっても営業秘密管理コストは補償されないこと等を踏まえると、必要とされる措置や添付書類の具体的内容が不明確な状態で様式 1 の書類の準備に労を費やしてまで、特許出願を維持するインセンティブを見出すことができません。

（理由）

法第 67 条第 9 項第 1 号および第 10 項は、内閣総理大臣から発せられる保全対象発明となり得る発明の内容の通知から 14 日以内に、情報管理状況について記載した書類を提出することを出願人に求めています。しかしながら、この書類に該当する様式第一で求める情報は、単に情報管理状況についての記載にとどまらず、それを証明する書類まで求めており、経済安全保障推進法の条文の文言から直接見出すことのできない義務を課す内容であるためです。

## **2-3. 9 条（保全対象特許の実施の許可の申請書の記載事項）関連：**

### ① 意見 1

（意見内容）

実施の許可の申請にあたり、「実施をすることが必要な理由」および「実施による保全対象発明に係る情報の漏洩の防止のために講ずる措置」の記載が要求されていますが、どの程度の記載をすれば良いのか具体的に例示して頂きますようお願い致します。特に様式の定めがありませんが、様式を検討する余地はあるのでしょうか。

（理由）

例えば、防衛装備品などの機微情報を含む技術の場合、防衛省の意向を受けて事業を行う場合があります。米国特許制度の、Secrecy Order は政府での使用を想定したものですが、日本でも政府機関に紐づいた保全対象発明に対する実施の許可の申請については、手続きを簡便化して頂きたいためです。

## **2-4. 10 条（法第 75 条第 1 項の内閣府令で定める措置）関連：**

### ① 意見 1

（意見内容）

以下の用語について、下記の視点でご説明頂きますようお願い致します。

一イ「保全情報管理責任者」：企業内においては、どのような立場の人が該当するのか？発明内容は電子情報としてサーバ上で管理されることとなりますが、情報管理責任者とはかかるサーバの管理責任者ということか？あるいは、技術を統括する責任者のことでしょうか？

一ロ「発明に係る情報を取り扱う者の責務及び業務を明確にする」：責務及び業務とは具体的に何を意味するのでしょうか？また、明確にするとは規程等により明文化するというのでしょうか？

一ハ「管理簿」：電子ファイルで問題ないでしょうか？

一ト「発明に係る情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制」：具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか？

二ハ「発明に係る情報を取り扱う者に対して、規程を遵守させるための措置」：具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか？

三イ「特定区域」：例えば保全対象発明情報を記録したサーバを設置している区域のことでしょうか、あるいはそれを閲覧可能なクライアント端末を設置する区域でしょうか、あるいはその他の区域でしょうか、いずれを想定しているのでしょうか？

三口「適切な保管設備」：どのような設備を想定しているのでしょうか？

様式第一(記載上の注意)「当該措置を講じていることを証する書類」：規程やサーバなどのマニュアルのようなものを想定しているのでしょうか？

(理由)

用語の意味が明確でないと適切な運用ができないためです。

## ② 意見 2

(意見内容)

第 10 条一ホにおいて、「保全対象発明情報の適正管理に関する規程の策定」が要求されていますが、既に企業内で情報管理規程が存在する場合には、この規程を準用して良いのでしょうか、もしくは新たに専用の規程を作成する必要があるのでしょうか、ご教示頂きますようお願い致します。

また、第 10 条四口において、「不正アクセス行為を防止するための措置」も、既に企業内で実施されている場合は、これらの措置を準用して良いのかご教示頂きますようお願い致します。

(理由)

企業では、輸出管理、経済安全保障に関わる機微技術情報管理に関する規程が設けられているところもあり、情報が漏洩した場合の事務処理なども含めて規定されている場合もあります。既にある規程に基づいて保全対象発明情報を管理して良いのでしょうか、もしくは独立した規程を策定して、その運用の評価及び改善を行っていく必要があるのかが知るためです。

## ③ 意見 3

(意見内容)

「保全対象発明情報文書等」の範囲を明確にして頂きますようお願い致します。保全対象発明情報文書等は、保全対象発明に関わる特許出願書類、そのベースとなる発明提案書、発明者ラボノートなど特許出願に紐づく情報のみを指すものと理解して良いのでしょうか？

(理由)

一般的に技術開発は複数の工程を経て多くの人に関わるものであり、発明が創出される過程で、社内会議にて当該発明の技術評価を行う場合があります。具体的にどの程度の文書等を含めれば良

いのか明確にして頂くためです。

④ 意見 4

(意見内容)

第 10 条第 1 項第 2 号イに規定する「保全対象発明情報を取り扱う者」を明確して頂きますようお願い致します。

(理由)

保全対象発明情報を取り扱う者は必要最小限にとどめるとありますが、発明者、知財担当者及びその上司は含まれると解するところ、それ以外に含めるべき者が不明確であるためです。また、「必要最小限」の判断が難しく、具体的な対象者を示して頂きたいためです。

⑤ 意見 5

(意見内容)

第 10 条第 1 項第 3 号イに規定する「電磁的記録に係る記録媒体若しくは物件」には、サーバやクラウドは含まれない、もしくは、サーバやクラウドに保全対象発明情報が保存されており指定特許出願人又は発明共有事業者が管理する物理的な記録媒体等（例えば FD や DVD）が存在しない場合には物理的管理措置は要しない（第 4 号「技術的な情報管理に関する措置」で足りる）ことを明確にして頂きますようお願い致します。

(理由)

「電磁的記録に係る記録媒体若しくは物件」が保全対象発明情報としてのデータを保存するサーバやクラウドを含むのか曖昧であり、保全対象発明情報としてのデータがクラウド等に保存されている場合、クラウド等の設置場所やデータを電子的に閲覧する場所を特定区域として設定する必要があると解釈できる記載となっているためです。また、クラウドやリモートワークの活用といった現在の業務環境下では対応困難であるためです。

## 2-5. 12条（補償請求書）関連：

① 意見 1

(意見内容)

第 12 条第 1 項第 2 号について、今後作成・公表される損失補償に関する Q&A にて、「補償請求の理由」を例示することを要望致します。

(理由)

「補償請求の理由」となりうるものについて例示がありませんと、損失の補償を請求するか否か判断が難しいところ、請求人の予見性を高めるため、損失補償 Q&A に含めて頂きますようお願い致します。

② 意見 2

(意見内容)

「補償請求の理由」としては、どのようなものを想定しているのでしょうか？

基本指針において、「補償の対象となり得る損失やその算定の考慮要素の例について、担当部局において別途 Q&A 等の形で示すこととする」とされているが、どうなっているのでしょうか？

(理由)

どのような理由で補償請求できるのか、補償請求額をどのように算出するのか具体例がないと、制度を利用することが難しいためです。

## 2-6. 全条：

(意見内容)

今回の内閣府令は抽象的で、具体的にどのような方法で規定された内容を実行すればよいのか不明確です。今後の運用にあたり、例示等を含む具体的なガイドラインの作成をお願い致します。また、適正管理措置等の実行にあたり、社内に必要な規程を設ける必要がある場合、その雛形の提供をお願い致します。

(理由)

制度の適切な運用を実現するためです。

## 3. 最後に

以上のように意見を述べさせていただきました。ご検討頂きますようお願い致します。

以上